

〈研究ノート〉

ケースマネジメントによる児童虐待ソーシャルワーク援助*

寺 本 典 子**

質から、社会福祉の援助実践、すなわちソーシャルワーク援助としてケースマネジメントによる援助が必要であることを述べる。

1. はじめに

児童虐待は、発見件数が年々増加しており、近年では無視することのできない社会問題として取り上げられるようになった。児童福祉は児童（ここでは児童福祉法による18歳未満の子どものことを指す）の健全な育ち、その育ちを支える家族へのサポート、そして **well-being** の促進を社会的に保障する立場にあり、児童虐待は今後具体的な援助方法を含めて、児童福祉分野の中心的課題となるテーマであろう。

児童虐待援助において児童福祉の専門性が問われる点として次の2つが考えられる。1. 子どもの生命にかかわる危機的場面において、児童の権利の視点から迅速かつ適切に対応すること。2. 子どもの健全な成長のサポートといった観点から、子どもが育つ環境全体を援助対象として捉え、そのニーズを普遍化すること。すなわち、親が「親」となるためには第三者からの援助を必要とするという認識や、虐待を受けた子どもへの援助としては生活環境全体を視野に入れて子どもに直接かかわる大人や援助者へのサポートやネットワークも欠かせないという認識の一般化である。この2点が児童虐待援助において重要なキーとなると考える。よって実際の援助において課題となるのは、児童福祉専門職の迅速かつ適切な意思決定、そして機関の範囲を超えたサービスの調整とケアの継続性の保障、すなわち「ケースマネジメント」による援助といったことになるだろう。

本論では、児童虐待援助の経緯と現状について大まかに概観しつつ、児童虐待の問題としての性

2. 児童虐待援助の経緯と現状

児童虐待は、いつの時代にも存在し、洋の東西を問わずどのような社会的ステータスの家庭にも起こり得ることであるという認識は、一般にもかなり広まりつつある。しかし、その問題としての認識のされ方や社会的な対応の取り方は、社会の状況によりさまざまである。児童虐待は大別して、貧困や女性・子どもの人権無視からくる「社会病理としての児童虐待」と、親個人の精神病理として、あるいは家族全体の病理として現れる「精神病理としての虐待」、「家族病理としての虐待」に分けられ、急速な社会・家族の変化を遂げた現代の日本では後者のタイプ、言わば「文明国型」の児童虐待が増加している（池田、1987）。

児童虐待への社会的な取り組みは米国のメアリー・アレン事件を契機とした1875年の児童虐待防止協会の設立に端を発している。日本でも救世軍の山室軍平が1922年救世軍本営内に児童虐待防止部を設置し、山室の活動を背景として1933年には児童虐待防止法の制定に至っている。この時期各国で児童虐待防止活動は社会改良運動の新たな活動分野としてはじまり、児童虐待防止法制定に至っているのだが、その背景には児童労働保護への社会的関心の高まり、さらに近代家族の形成、すなわち子を愛し慈しむものとしての「母性幻想」の社会形成があったと指摘される（斎藤、1994；細井、1997）。この時期の児童虐待問題に対する

*キーワード：児童虐待 ケースマネジメント 児童相談所

**関西学院大学大学院博士前期課程（1999年9月修了）

世論は、虐待する親を「普通の親」ではないと特別視すること、また虐待する親からいかにして子どもを社会的に保護するかということに向かった。

国際的に再び児童虐待への関心が高まったのは1962年アメリカ小児学会シンポジウムでのケンプの発表を契機にしてである。またその後の児童虐待の制度的対応に大きな変革をもたらしたのは1973年マリア・コウエル事件であるとみられ、ここでの世論は特に、なぜ7歳の少女を継父の暴力から保護することができなかつたのかということにあった(池田、1987; 細井、1997)。その後の制度改革の方向は、親の親権に対し行政当局側の権限を強化することと、関係機関の連携を密にすることに向かう。米国でも1960年代に各州で被虐待待保護のための通告制度が法制化され、1974年には連邦児童虐待予防および処遇法(Child Abuse Prevention and Treatment Act)が制定されている。

近年では、欧米において児童虐待はもっぱら児童福祉の中心的テーマとなり、子の福祉を守るために、司法の介入による強制的ケア、再発や重度化を防ぐためのフォローアップ、新たな虐待の発生を予防するための高リスク家庭のスクリーニングとフォローなどがさまざまな方法で検討、実施されている。児童虐待を防ぐために多くの試み、努力が積み重ねられてきているわけだが、ここで言えるであろう一つの帰結点は、強制的な司法の介入は必要不可欠な場面もあるがそればかりでは児童虐待問題は解決しないということ。子どもの最善の利益を守るために、家族を援助の対象として捉え、その生活全般をトータルにサポートしていくことの必要性の認識に見られる(Pecora et al, 1992)。

日本では、教育・医療・保健・福祉の専門職の通告義務も未整備であり、強制的な介入・保護も全体的にまだ少なく、児童虐待へ対応するためには制度的に不十分なところが多い現状にある。そもそも民法の親権には体罰を含む懲戒権が認められており、親権の強さのために子どもの人権を損なう可能性があるという根本的な問題がある。しかし、援助の現場においては草の根的に、児童虐待の援助にはどういったことが必要とされるの

か、どのような対応が考えられるのかといったことの検討、あるいは問題そのものの性質の理解を深めるために全国各地で研究会やネットワーク協議会が急速に広まってきている(子どもの虐待防止ネットワーク・あいち、1998)。また、1996年には全国8都道府県政令指定都市児童相談所において、児童虐待ケースマネジメントモデル事業が実施され、単年度限りの事業で終わったものの各児童相談所により報告書がまとめられている。そして1999年に「子どもの虐待対応の手引き」が厚生省児童家庭局から発刊されている。現在のところ日本での児童虐待への取り組みはまだ始まった段階であり、その方法は模索されているところであると言えるだろう。

3. ケースマネジメントによる援助の必要性

3. 1 児童相談所の援助とケースマネジメント

児童相談所は、児童にかかわる各般の問題について相談援助をおこなう児童福祉の第一線機関である。機関の機能としては、調査・総合診断・処遇という一連の流れによる相談機能、必要に応じて児童を家庭から離して保護する一時保護機能、児童や保護者に対する児童福祉司らによる指導や、児童福祉施設の利用、里親あるいは保護委託者への委託といった措置機能がある。また、家庭裁判所への親権者の親権喪失宣言の請求や後見人選任・解任の請求といった民法上の権限も有している。このような機能から見ても、児童相談所は児童虐待援助における中心的な働きを期待される機関であると言えるだろう。

しかし、児童相談所における虐待援助は制度的な問題として、根本的に、親権の強さと関係する援助の困難さを否めない。実際の援助においても、従来の、相談者の来所を基調とするようなケースワーク援助にとどまっていたのは、子どもの人権の視点から家族を対象に援助を展開する場合、つまり例えば自分たちでは「問題」という意識を持たないながらも子どもへの虐待が生じているケースの発見・援助ということにおいて限界がある。従って、従来の児童相談所のケースワークにとどまらず、さらにソーシャルワーク援助としての機能を広げて、その援助システムの中にこれまでの

ケースワーク援助機能を生かしていくことが必要とされるのである。その援助システムとして、ケースマネジメントが児童虐待の問題としての性質を考慮してみても適していると考える。

1996年、全国8児童相談所において児童虐待ケースマネジメントモデル事業が実施され、ネットワークづくりや事例検討会がおこなわれている。ここでは「ケースマネジメント」そのものについては特に明確にされてはいないが、この事業により現場の様々な実践の報告を受けて新たな援助システムづくりが模索されたようである。しかし、現場実践の報告も重要であるがそれだけではなく、その実践に形が与えられていくようなソーシャルワーク理論に基づく援助システムの模索も、児童福祉援助の質を確かに高めていくためには必要とされることである。

ケースマネジメントは、長期的なケアを必要とするクライアントに対して、彼らの地域での生活を尊重しつつ、従来のケースワークのみにとどまらず近年の複雑多様化した対人サービスがその人にあった形で提供されていくことまでも視野に入れた援助の総体である。Rothman (1991) はケースマネジメントの機能として大きく次の二つを挙げている。1. クライアントの住む地域で個人に対して提供されるアドバイス、カウンセリング、心理治療。2. 必要とされる地域の機関のサービスやインフォーマル・ネットワークのサポートと、その地域の資源とクライアントをつなぐこと(リンキング)。クライアントの状態やニーズにより地域の資源をうまく活かしていくためには、必然的にこの二つの機能、すなわち個別的援助とコミュニティワークを有機的に結合させることになる。これを Rothman はケースマネジメントの機能としているが、その定義や明確な概念のコンセンサスにおいてはいまだあいまいなところが多いといわざるを得ない。しかし、ケースマネジメントにおいて期待される効果という点では大方の意見の一致が見られると見てよいだろう。つまりその効果とは、1. 機関の範囲を超えたサービスの統合と、2. ケアの継続性の達成である (Moxly, 1989)。この二つは児童虐待援助においても求められるものである。次に、児童虐待の問題としての性質を踏まえつつ必要とされる援助について説

明し、ケースマネジメントによる援助の必要性を述べる。

3. 2 児童虐待問題の性質と必要とされる援助

児童虐待の問題としての性質についてここでは次の3つを取り上げる。

1) 虐待は1回のみでなく、何度も起こりやすいということ。すなわち再発しやすいという性質。

2) 虐待に至る要因は複数あり、それらが複雑に関係しているということ。

3) 虐待の子どもへの影響を長期的に考えると、虐待行為そのものよりも、虐待が生じるその環境に子どもが適応するというものの影響に問題が多いこと。なお、この「虐待が生じる環境(虐待環境)」とは、虐待行為の背景に存在する親の拒否的な態度や愛情の剥奪、子どもに対する親の歪んだ認知、子どもに不安感や恐怖感を引き起こすような不安定な環境、夫婦間の暴力を含む混乱した家庭内の人間関係などの環境のことである(西澤, 1994)。

3. 2-1 再発のしやすさ

まず、再発しやすいという虐待の性質についてであるが、児童相談所や施設、保健所などの関わりが一度できていて虐待の事実を把握していても、危ないと思いつつ親の要求に逆らえず家に返してしまったり、家族の緊張状態の高まりなどちょっとした状況の変化をつかめずに子どもへの虐待の再発や重度化、時には子どもが死亡してしまうような事態を防げなかったという話は残念ながら少なからず聞かれることである。

1983年の児童虐待調査研究会による全国調査でも、4回以上の虐待が50パーセント以上を占めていたことが報告されている。しかし、それに反して児童相談所での処遇の検討は1度の診断・判定に力が注がれ、また職員も数年で移動となるため、処遇の方針は1回の判断で完結する傾向にある(柏女, 1997)。また、その措置の変更も親の意思により2転3転することが少なからずあり(高橋, 1998)、実質的に福祉サービスが散り散りなものとなりやすい。

斎藤が指摘するように、近年日本で増加を見せ

る精神病理的な虐待を脅迫・衝動行為 (**obsessive-impulsive behavior**) として見る必要がある。親、時には子どもが見せる互いに対する愛着は、虐待行為のその暴力としてのサイクルにも複雑に結びついており、このことは子どもを保護から家庭に戻しても往々にして再び虐待が起こり得ることを説明しているといえるだろう。

細井 (1997) は、児童虐待は親の子どもに対する深い精神依存から発するものであり、その援助は親に本来的な意味での依存対象をどう保障するかということが重要であるという。つまり、虐待する親にこそ養親的保障が欠かせないというのである。そこで、親のための里親制度 (マザリング・エイド) を地域的に育てていくことを提唱している。虐待する親にしばしば自己信頼感の欠如、自尊心の低さが認められると報告されるが (西澤, 1994)、そのような場合、援助者の関心が子どもに向けられることにより、親は周囲から責められて必要以上に感じ、より周囲からの孤立を招き、親の不満感や憤りの矛先が子どもへと向かうという悪循環も考えられる。親の感情を優先して親の話の聞いてくれるような養親的存在、例えば具体的には保健所の保健婦や民生委員、地域近隣あるいは親戚縁者などそのような援助者の存在は児童虐待援助において有効な資源となり得る。そのような特定の機関にとらわれない援助者の発掘、育成、援助のフォローやサポートを、対象家族の生活状況の変化に応じてそのニーズにより調整していくような役割が援助の中心的機関、あるいは援助者に求められるのである。

3. 2-2 要因の複雑さ

子どもへの虐待が起こる家族について、家族のどのような問題が子どもの虐待のリスクとなるのか、多くの研究がなされてきている (Pecora et al, 1992)。虐待が生じるリスクとして、ある特定の親の特徴や夫婦間の問題、子どもの特徴、家族の社会経済的状況が明らかにされ、予防的な援助や虐待の発見において判断の指標として活用されてきている (Jones, 1987; 加藤, 1994)。ここで挙げられる虐待のリスクとは、虐待が生じた家庭の特徴のことであるが、親の生育歴や人格の問題、夫婦間の不和、アルコール問題、単親家庭

であること、地域や親族からの孤立、経済的問題、若年妊娠出産、未熟児、双子、望まない妊娠など実に様々であり、一つ一つを見ると子どもへの虐待が起こらない家庭でも見られるようなことが挙げられている。子どもへの虐待は、このようなりスク要因が単一で起こるのではなく、いくつかの要因が様々に作用しあって結果として起こると考えられる (Hunter et al, 1978; Kaufman & Zigler, 1989; Robertson et al, 1991)。これはつまり、虐待が生じた家庭は、複雑に絡んだ複数の問題を抱えているということである。

このことは、児童虐待の援助では多機関多職種による連携が必要不可欠であり、それぞれのサービスをその家族に合った形で調整して統合的に提供される必要性を示しているといえるだろう。なぜなら、児童の福祉という立場からある一つの機関がその援助を請負うには家族の抱える問題に届けきれないし、ある問題に目を奪われるうちに肝心な点を見逃してしまうことも起こり得ない。家族メンバーそれぞれに直接的に接する援助者とは別に、家族の生活の状況をトータルで見られる立場に立つ援助者の存在が必要である。また、様々な問題に対する複数の機関や援助者による関わりが、対象の家族にとって「バラバラ」なものであればそれは単に家族の緊張感を高めるに過ぎないものにもなり得る。複数の機関や援助者による援助は、生活状況により変化していく家族のニーズに合わせて、ある程度共通認識がとられていたり、立場がお互いに明確にされているほうがよいだろう。従って、児童虐待援助の核となりうる機関、すなわち児童相談所には、従来のケースワークにとどまらず、よりケースマネジメント的な援助が期待されるといえる。しかし、児童相談所は当初、米国の非行児童への治療的アプローチを目指したチャイルド・ガイダンス・クリニックをモデルとして設立されている。そのため、裁判所手続きによらない行政手続き (措置) に重点をおいているためにその処遇や措置決定は自己完結的な性質を本来的に持っている。ゆえに有機的な連携や、場合によっては資源の発掘や育成、さらにケアの継続の保障が期待されるケースマネジメントは、現行の児童相談所のソーシャルワーク援助に新たな課題を投げかけるものといえるだろう。

う。

それではそもそもの虐待要因の複雑さに対しては、児童福祉の援助としてどのようなアプローチがあるだろうか。ひとつには、親が「親」となり、そのように振舞えることへの援助、すなわちペアレンティング援助があるだろう。

Belsky (1980) は、ペアレンティングを形成する主な要因として次の3つをあげている。1. 親からの遺伝的生物学的原因 (ontogenetic origins)と個人的な心理要因源 (personal psychological resources)。2. 子どもの個性的特徴 (the child's characteristics of individuality)。3. 脈絡的ストレス・サポート源 (contextual sources

of stress and support)。Belsky と Vondra (1989) はこの3つのペアレンティング形成要因をもとに、児童虐待 (主に身体的虐待とネグレクト) のメカニズムを踏まえてペアレンティングのプロセスモデルを作成している (図1)。ここでは、親の個人的心理要因源がペアレンティングに最も影響を与えるものとして仮定され、親子関係においてストレス源となるか、あるいはサポート源となるか、そのキーとなる要素であるとしている。さらに Pecora ら (1992) は、このプロセスモデルに「生活状況」や「子どもへの即時的な結果」、「コミュニティと家族の状況」、「社会的状況」を加え、よりエコロジカルな視点からペアレンティングの

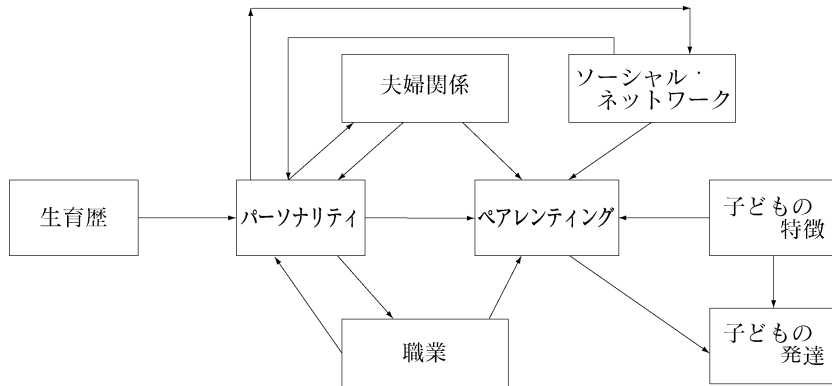


図1：ペアレンティング形成モデル (引用：Belsky & Vondra, 1989)

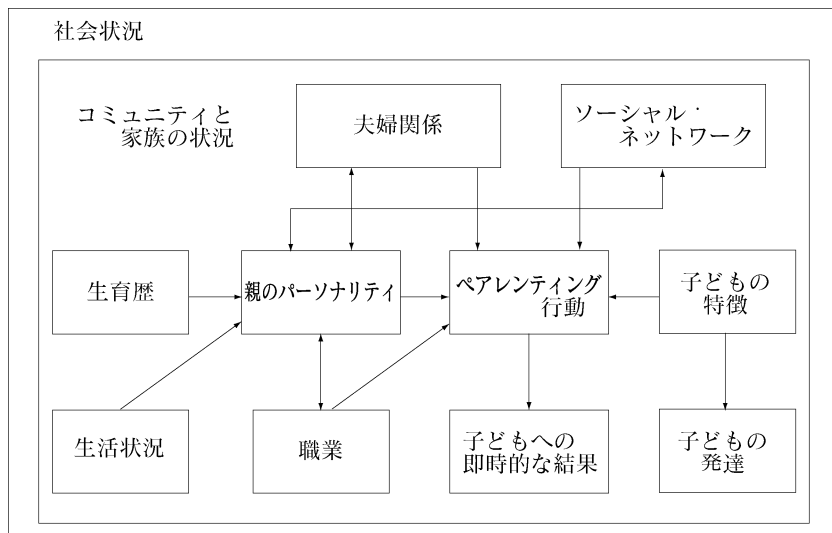


図2：ペアレンティング形成プロセスモデル (一部筆者改変) (引用：Pecora et al, 1992)

形成プロセスを検討している(図2)。このモデルを要約すると、親のパーソナリティは、生育歴と生活状況から影響を受け、夫婦関係や職業、ソーシャル・ネットワークといった要素とは互いに影響を与え合う関係になっている。親のパーソナリティはペアレンティング行動に影響を及ぼすのだがそれだけではなく、夫婦関係、職業、ソーシャル・ネットワーク、子どもの特徴といった要素もある。

前述した子どもへの虐待の背後にある親や家族が抱える多様な問題は、ペアレンティング行動に影響を与える要素としてほとんど含まれているといえる。ペアレンティングを適切におこなうのに何らかの困難が生じていると見る場合、その原因を探ったり、援助で取り上げること、すなわち介入の対象を検討する際にこのモデルは有効な手がかりを提示してくれるものと考えられる。またこのモデルでは、コミュニティと家族の状況や、社会状況についても取り上げられている。日本の近年の都市化と関連した子どもの虐待の増加ということを見ると、就労状況と関連した父親の育児参加の難しさ、転勤に伴う家族のソーシャル・ネットワークの薄弱さ、子どものデイケアの不足といった社会的状況がペアレンティングにもたらす影響も無視できないものと見られる。

3. 2-3 子どもへの影響

西澤(1994)は、虐待を受けた子どもは、虐待行為そのものよりも虐待の背景に存在する「虐待環境」により虐待のトラウマを受けているという。つまり、虐待により子どもが呈する様々な情緒行動面の問題は、虐待環境への「適応」の結果と見る(Martin, 1976)。子どもが、生活している環境全体に影響され、人格を形成していくことを考慮することで、虐待環境をいかに子どもが安心して伸び伸びと過ごせるような環境に近づけることができるか、あるいは家庭をそのような環境とすることはできないのか、家庭がそのような環境となり得ない場合子どもの意思の汲み取り、処遇への反映の仕方を含めてあらたな、あるいはもう一つの子どものを育てていく環境をいかにつくっていくかといった援助課題の設定がさらに具体化される。具体的な援助課題は、特に、子どもを保

護している間の子どもやその他の家族メンバーに対する援助や、保護後家族の再統合が可能かどうかの判断や、再統合に向けての援助、子どもを家に返した後のフォローアップにおいて重要な意味を持つだろう。

また、虐待環境として捉えること、子どものその環境への適応の結果として子どもが抱える問題を捉えることは、虐待を受けた子どもへのケアをその子どもの生活をトータルに見ていく必要性を示している。「適応」という概念が示すように、それまで虐待環境に適応していた子どもとその環境自体の両方に対して働きかけていき、あらたなよりよい適応を目指すことになる。これもまた必然的に虐待の再発重度化防止とも重なって、長期的なフォローアップの必要性を意味しているとも言える。

しかし実際には、親権の強さのため、子どもを施設に保護しても親の引き取り要求には対抗しきれないことが多く、子どもの安全な環境の保障さえままならない。また、広域に渡る追跡はできないため、いったん家族が転居してしまい援助が中断してしまうこともある。長期的に子どもの生活全体のケアを保障して行くためにも各関係機関でケース目標を一致させていくことは重要であると思われるが、児童相談所と施設、保育所、小中高校等との連携にはまだまだ課題が多いところである。

子どもの人権、そして健全な成長発達のためにはできるだけ早い段階で安定した物理的・心理的環境を保障していくことが重要である。そのような環境は、子ども自身のニーズと切り離して考えることはできない。Goldstinら(1973)は、子ども自身にとっての「安定した」環境の重要性、すなわち子どものパーマネンシーを訴える上で、子ども独自のニーズとして次のようなことを述べている。「子どもの体は、面倒を見てもらい、食べ物を与えられ、そして保護されることを必要としている。子どもの知性は周りで起こっていることに刺激を受けて発達する。子どもは、一時的な感情や認識される物事を理解し、統制するために援助を必要としている。子どもは愛し、愛される人や、幼児的怒りや攻撃に適切に受け止めてくれる人を必要としている、—(中略)— 何にもまし

て子どもは大人や他の子どもたちからなる家族の一員として受け入れられ、大切に望まれることを必要とする (pp. 13)」。このような子ども自身のニーズを尊重するならば、可能な限り、子どものニーズが満たされるような「家庭」という場を、子どもが育まれる環境として再構築したり、あるいはもう一つ別の場を探し出し、整える、そのようなソーシャルワーク援助が必要とされるだろう。そのような援助は、長期的なフォローアップが欠かせないであろうし、様々な立場にある人たちが有機的に連携をとっていく必要がある。従って、ケースマネジメントとしての援助の具体化が有効であると考えられる。

4. まとめ

以上児童虐待に対する社会的対応について歴史的な変遷を大まかに概観し、児童虐待の問題としての性質を踏まえ、児童福祉分野における援助としてケースマネジメントによる援助の具体化、体系化が必要であることを述べた。

児童相談所は、その機能や備えている権限を考慮してみても、やはり児童福祉の第一線機関といえるであろうし、児童虐待援助の中心的な働きを期待される機関である。なぜ中心的な働きを期待されるのかというと、児童とその家族の福祉の保障という立場に立つからである。児童相談所の児童福祉としての専門性がその職員配置や勤務体制、労働条件の整備などあらゆる点で課題とされてきているが、そのような諸課題がなかなか解消されていかない大きな要因の一つは「児童福祉」そのものの不明確さにあるのではないかと思われる。児童相談所は、様々な困難を抱える児童とその家族に対して、彼らのその困難な状況に「変化」をもたらさうる場である。それは「措置」という言葉で表される状況に含まれる。そこで、児童相談所は単に制度として働く行政機関となるのか、児童福祉としての可能性を対象の子どもと家族に応じて大いに生かしていくソーシャルワーク機能を持つ福祉的な行政機関となるのか、という問題がある。これがすなわち児童相談所の、児童福祉の専門性の問題であると言えるのではないだろうか。

児童虐待への社会的関心が高まるにつれ、児童相談所に対する児童福祉専門職としての機能や責任を問う社会的関心もまた高まるであろう。児童虐待の社会福祉的援助をどのように具体化し、体系化するかということもまた必然的に社会に求められる課題である。ここでは、虐待の再発防止と子どもの健全な成長発達援助ということから機関連携や長期的ケアが欠かせず、よってケースマネジメントによる援助の具体化が有効と考えられることを説明した。だが、児童福祉援助の質を高めていくためには、さらに現場の実践の集約とソーシャルワーク理論の応用により、児童虐待ソーシャルワーク援助の全体像が一度描き出される必要があるだろう。

参考文献

- 池田由子、『児童虐待』、中央新書、1987。
 加藤曜子、「児童虐待アセスメントの諸課題」、『社会福祉学』、35-1、59-76、1994。
 柏女霊峰、『児童福祉改革と実施体制』、中央法規、1997。
 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち、『見えなかった死：子ども虐待データブック』、キャプナ出版、1998。
 児童虐待調査研究会編、『児童虐待』、財団法人児童問題調査会、1985。
 斎藤学編、『児童虐待：危機介入編』、金剛出版、1994。
 高橋重宏、山本真実、庄司順一、谷口和加子、中谷茂一、渋谷昌史、山本嬢、荒井祐子、阿部優美子、「養護施設における被虐待・ネグレクト体験児童に関する研究」、日本子ども家庭総合研究所紀要、34、23-33、1998。
 西澤哲、『子どもの虐待：子どもと家族への治療的アプローチ』、誠心書房、1996。
 細井勇、「現代福祉制度における家族支援の限界」、北九州市児童相談所、『平成8年度北九州市児童虐待防止事業報告書』、1997。
 Belsky, J., Child maltreatment: an ecological integration, *American Psychologist*, 35, 320-335, 1980.
 Belsky, J. & Vondra, J., Lesson from child abuse: the determination of parenting, In D.Cicchetti & V. Carlson (Eds), *Theory and research on the causes and consequences of child abuse and neglect*, 1989.
 Goldstin, J., Freud, A., & Solnit, A.J., *Beyond the best interests of the child*, The Free Press, 1973.

- Hunter, R. S., Kilstrom, N., Kraybill, E. N., & Loda, F., Antecedents of child abuse and neglect premature infants: A prospective study in a newborn intensive care unit, *Pediatrics*, 61, 629, 1978.
- Kaufman, J., & Zigler, E., The intergenerational transmission of child abuse, In D. Cicchetti & V. Carlson (Eds), *Theory and research on the cause and consequences of child abuse and neglect*, 1989.
- Martin, H.P., Factors influencing the development of the abused child, In H. P. Martin (Eds), *The abused child: A multidisciplinary approach to development issues and treatment*, Ballinger Publishing Company, 1978.
- Moxley, D.P., *The practice of case management*, Sage Publications Inc, 1989; 野中猛、加瀬祐子監訳、『ケースマネジメント入門』、中央法規、1994.
- Pecora, P.J., Whittaker, J.K., Maluccio, A.N., Barth, R.P. & Plotnick, R.D., Physical abuse: prevention and treatment, *The child welfare challenge: policy, practice, and research*, ADLIN DE GRUYTER, 131-159, 1992.
- Robertson, E.B., Elder, G.H., Skinner, M.L. & Conger, R.D., The cost and benefit of social support in families, *Journal of Marriage and the Family*, 53, 403 - 416, 1991.
- Rothman, J., A model of case management: toward empirically based practice, *Social Work*, Vol. 36 (6), 520-528, 1991.

Case Management as Social Work Practice for Helping Child Abuse and Neglect

ABSTRACT

With the growing number of child abuse and neglect cases, the qualification of child welfare agencies or their competency has been put into question. It means that in dealing with child abuse and neglect at child welfare agencies, the helping systems need to be more specific and clear.

This paper considers the nature of the child abuse problem, especially the recurrence of abuse, the complexity of factors and the impact on the child, and the necessity of the helping system as case management is explained.

Key Words; child abuse and neglect, case management, child welfare agency